

蓮田市自治連合会 会則・細則

令和8年5月16日 / 蓮田市自治連合会

制 定 昭和52年7月17日

最終改定 令和 8年5月16日

蓮田市自治連合会会則

第1章 総則

(名称、区域、事務所)

第1条 本会は、蓮田市自治連合会と称する。

2 本会の区域は、蓮田市内とする。

3 本会は、事務所を蓮田市役所に置く。

(支部)

第2条 支部を蓮田、黒浜、平野の各地区に置く。

2 各支部は、蓮田支部、黒浜支部、平野支部と称する。

3 各支部に、支部長、副支部長、会計、書記、会計監査限定監事並びに理事を置く。

(目的)

第3条 本会は、自治連合会活動を通じて自治会相互の健全なる発展を図ると共に、行政との協働による市政の発展と、安全で安心して暮らせる、住み良い共助社会づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を実施する。

(1) 本会の発展と運営についての調査研究

(2) 行政機関と本会の連携と協調

(3) 地域福祉の推進

(4) 安心安全な地域共助社会づくり

(5) 自治会組織の安定・事業発展

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、第1条第2項に定める区域に存する自治会とする。

2 本会運営のための各自治会からの代表者は自治会長とする。

(会費等)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第2章 役員及び理事

(役員の種別及び理事)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名(3支部長)
- (3) 常任理事 9名以内(3支部副支部長及び会計)
- (4) 常任顧問 若干名
- (5) 会計監査限定監事 3名(各支部の会計監査限定監事)

2. 本会の理事は、40名以内とする。

(役員並びに理事の選任)

第8条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事又は理事経験者から推挙する。
- 3 理事は、各支部の総会の決議によって選任する。
- 4 会長、副会長は、理事を兼務する。
- 5 監査役員は、他の役員を兼務することはできない。
- 6 顧問は、会長が理事又は理事経験者から建議し、役員会で推挙する。

(役員並びに理事並びに事務局の職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括し、事業を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 常任理事は、会長、副会長を補佐する。
- 4 会計担当常任理事は、本会の出納事務を担当する。
- 5 会計監査限定監事は、本会の出納事務の監査を行い、会計監査報告書を作成の上、これに署名し、総会に報告する。
- 6 顧問は、会長に助言する。
- 7 理事は、本会の会務執行と各支部の連絡・調整を行う。
- 8 事務局を、蓮田市役所内に置き、事務並びに連絡業務を行う。

(役員、理事【以下役員等】の任期)

第10条 役員等の任期は、原則として当該年度の通常総会日から次年度の通常総会日までとする。

- 2 役員等は、再任することができる。
- 3 役員等は、任期満了又は会員の資格を喪失しても後任者が就任するまでは、役員等の地位を有し、次の通常総会までその職務を行わなければならない。
- 4 補欠により選任された役員等の任期は、前任者又は他の在任役員等の任期の残存期間と同一とする。

第3章 総会

(総会の種類)

第11条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

総会は、自治会長をもって構成する。

(総会の権能)

第13条 総会は次の各号の事項を決議する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 収支決算の承認
- (3) 資産の処分及び資産管理の承認
- (4) 事業計画の承認
- (5) 収支予算の承認
- (6) 会則の改訂
- (7) 役員を選任
- (8) 役員の報酬
- (9) その他本会の重要事項

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎会計年度の終了後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第9条第5項の規定により会計監査限定監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに目的たる事項を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、総会において、出席した自治会長の中から選出する

(総会の定足数)

第17条 総会は自治会長の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の決議)

第18条 総会の議事は、出席した自治会長の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。

2 自治会長の身体的事由等で出席が困難な場合、自治会の総意として、当該自治会の役員等に代理権を認めるものとする。

3 自然災害、大規模感染症等で、自治会長の物理的出席が困難な場合は、書面

で議決権を行使できるものとする。

(総会の委任状)

第19条 総会に出席できない自治会長は、あらかじめ通知された事項について、委任状を提出することができる。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状提出者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人3名が署名する。

第4章 会議

(会議の設置)

第21条 本会は、役員会、理事会及び正副会長顧問会議を置く。

(会議の構成)

第22条 役員会は、会長、副会長、常任理事及び常任顧問で構成する。

- (1) 役員会は、会長が招集し、過半数の出席で成立する。
- (2) 役員会の議事録は、事務局が審議内容を適切に反映させて作成する。
- (3) 議事録は、役員会出席メンバーに閲覧し、承認を受ける。また、本会のホームページに適時情報公開し、運営の透明性を確保する。

2 会計監査限定監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

3 理事会は、理事で構成する。

4 正副会長顧問会議は、正副会長及び常任顧問で構成する。

(会議の権能)

第23条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に附議すべき事項
- (2) 理事会に附議すべき事項
- (3) 本会の事業執行に係る基本計画に関する事項
- (4) 委員会等に関する事項
- (5) 細則の改訂
- (6) 補欠役員の選任
- (7) 常任顧問候補の選任

(8) その他本会の運営上必要な事項

2 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 役員会から附議された事項

(2) その他

(会議の招集)

第24条 各会議は会長が招集する。

2 会長は、構成員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

(準用)

第25条 役員会及び理事会においては、第17条、第18条及び第20条の規定を準用する。

第5章 雑則

(事業計画及び予算)

第26条 本会の事業計画及び予算は、事業計画書、予算書等として、会長が起案し、役員会で作成し、総会の決議を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第27条 本会の事業報告及び決算は、事業報告書、収支決算書等として会長が作成し、収支決算書等については会計監査限定監事の監査を受けた後、毎会計年度終了後2月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

(委任)

第29条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の決議を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、昭和52年7月17日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年7月12日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年7月4日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年6月16日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年6月8日から施行する。

附 則

この会則は、昭和62年6月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年6月1日から施行する。(平成5年6月6日議決)

附 則

この会則は、平成7年6月4日から施行し、平成7年6月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成21年6月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月5日から施行する。

2 本会の平成28年度の役員任期は、第10条の規定にかかわらず、平成28年6月5日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成30年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年5月16日から施行する。

2 令和9年4月までは、各支部の会計監査を会計限定監査役員として読み替えて運用する。

制 定 平成25年6月9日
最終改定 令和8年5月16日

蓮田市自治連合会細則

(会費)

第1条 会費は、1世帯につき年額50円とし、当該年度の6月末日までに会計に納入する。

(役員選任案の附議)

第2条 会長は、理事又は理事経験者から推挙するものとし、役員会で合議の上、その選任案を総会に附議する。

2 会長及び常任顧問を除く役員は、各支部からの推挙を受けた次に掲げる者とし、役員会で合議の上、その選任案を総会に附議する。

(1) 副会長については、各支部の支部長とする。

(2) 常任理事は、各支部の副支部長とする。

(3) 会計担当常任理事は、各支部の会計とする。

(4) 会計監査限定監事は、各支部の会計監査限定監事とする。

3 会長事故ある時は、あらかじめ規定している順位により、職務代行を行う。

4 その他役員事故ある時は、選任支部から職務代理者を選出する。

(理事の選任数)

第3条 理事の選任数については、おおむね、各支部の自治会員数に比例して、以下のとおりとする。

蓮田支部15名、黒浜支部12名、平野支部6名の計33名とするが、その限りではない。

(常任顧問の職務)

第4条 常任顧問の職務は、以下の通りとする。

(1) 常任顧問は、役員会・理事会に常時出席するものとする。

(2) 常任顧問は、会長から指示された業務を担当する。

(3) 常任顧問は、各委員会等の助言者となることができる。

(委員会等の設置)

第5条 役員会は、次の委員会等を設置することができる。

(1) 広報委員会

(2) 研修委員会

(3) その他、役員会が必要と認める会

(委員会等の任期)

第6条 委員会委員の選任は、役員会が行う。

2 委員会委員の任期は、1期(4月1日から翌年3月31日)1年とする。

- 3 委員会委員は、再任することができる。
- 4 委員会委員は、任期満了又は会員の資格を喪失しても後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(委員会等の権能)

第7条 委員会は、次の事項を執行する。

- (1) 役員会の事業執行を補助する事項
- (2) 役員会の指示した事項
- (3) 本会の重要課題に関する事項

(委員会等の報告)

第8条 委員会等は、議事録を作成し、役員会に提出しなければならない。

2 前項の議事録は、蓮田市自治連合会会則第22条の規定を準用する。

(委任)

第9条 会則及び細則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の決議を経て、会長がこれを定める。

(役員報酬及び役員、理事、委員の会議等の出席に対する費用弁済)

第10条 役員には、会則第13条(8)に基づき、以下の役員報酬を支給する。

- (1) 会長：100,000円、副会長：50,000円、常任理事：20,000円、常任顧問：20,000円
 - (2) 複数の役職を兼務する場合は、一つの職位の役員報酬を支給する。
 - (3) 役員報酬は、税務事務の対象となり、確定申告の義務を負う。
- 2 理事、委員会等の委員、自治会長の会議出席に対しては、費用弁償(手当)として、1回、500円を支給する。
- 3 自治連合会が主宰する事業への役員、理事、委員、自治会長等の運営参加に対しては、費用弁償(手当)として、1回、500円支給する。

(功労金及び弔慰金)

第11条 退任役員及び退任自治会長に功労金を贈る

- (1) 役員歴1年以上の退任役員に、功労金10,000円を贈る。
- (2) 自治会長歴10年以上の退任自治会長に、功労金10,000円を贈る。
- (3) (1)と(2)の条件が重なる場合、功労金10,000円を贈る。

2 自治会長の弔慰金は、以下の通りとする。

- (1) 自治会長の逝去に際しては、弔慰金10,000円とする。
- (2) 自治会長の配偶者の逝去に際しては、弔慰金5,000円とする。
- (3) その他の弔慰金等については、自治連合会長の判断に委ねる。

附 則

この細則は、平成25年6月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月5日から施行する。

- 2 本会の平成28年度の委員会役員及び部会役員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年6月5日から平成29年3月31日までとする。

3 附 則

この細則は、平成30年5月27日から施行する。

4 附 則

この細則は、令和2年5月29日から施行する。

5 附 則

この細則は、令和3年5月28日から施行する。

6 附 則

この細則は、令和5年5月12日から施行する。

7 附 則

この細則は、令和7年4月11日から施行する。

8 附 則

この細則は、令和8年5月16日から施行する。